

報告第14号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、  
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和6年6月3日

提出者 杉並区長 岸本 聡子



令和5年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



令和5年度

事業報告書

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



## 令和5年度 事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

### はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

#### 【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、相談件数が増えている中、法律・福祉の専門職による相談事業を引き続き活用しながら、より専門的な相談と手続き支援を行った。1月には杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催し、一般区民に成年後見制度を正しく理解してもらうための効果的な周知・普及活動について、専門職団体、相談機関や福祉関係団体と協議を行うなど、連携強化に努めた。

また、区民後見人等候補者名簿登録者を対象に、「フォローアップ研修」を実施するとともに、後見人選任までの間、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

## 各事業の取組状況

### 1 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 令和5年4月3日（月）午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事及び監事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和5年5月15日（月）午前9時から [報告事項] 令和4年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和4年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事及び監事の選任について</p>
理事会	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条による理事会の決議の省略 理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。 決議があったものとみなされた日：令和5年4月11日 議案第1号 副理事長の選任について</p> <p>○ 第1回 令和5年4月28日（金）午後6時から [決議事項] 議案第2号 令和4年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第3号 令和4年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第4号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について 議案第5号 定時社員総会の開催について 議案第6号 成年後見制度利用に関する助成事業実施要綱の改正について</p>



<p>理事会</p>	<p>○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条による理事会の決議の省略      理事全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、以下の議案について理事会の決議があったものとみなした。      決議があったものとみなされた日：令和 5 年 5 月 25 日      議案第 7 号 理事長及び副理事長の選任について</p> <p>○ 第 2 回 令和 5 年 11 月 2 日（木）午後 6 時から      [報告事項]      (1) 上半期事業概要報告（令和 5 年度 4 月～9 月）      (2) 公益社団法人杉並区成年後見センター杉並区成年後見制度利用促進協議会の見直しについて</p> <p>○ 第 3 回 令和 6 年 3 月 22 日（金）午後 6 時から      [決議事項]      議案第 8 号 令和 6 年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について      議案第 9 号 専門委員の選任について      議案第 10 号 苦情解決委員の選任について      議案第 11 号 運営委員会の委員の選任について      議案第 12 号 理事の選任と社員総会への付議について      議案第 13 号 臨時社員総会の開催について      [報告事項]      ・公益社団法人杉並区成年後見センター杉並区成年後見制度利用促進協議会の実施状況について</p>
------------	--

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回 令和5年4月14日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 4件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 109号 定期報告について</li> <li>・ 監督 124号 定期報告について</li> <li>・ 監督 125号 定期報告について</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度事例諮問第42号について</li> <li>・ 令和5年度事業計画について</li> </ul> </li>   <li>○ 第2回 令和5年5月12日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 4件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 129号 定期報告について</li> <li>・ 監督 130号 定期報告について</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度事業報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第3回 令和5年6月9日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 3件  法人後見事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見5号 定期報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第4回 令和5年7月7日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 1件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 118号に対する後見終了後の対応案について</li> <li>・ 監督 118号 終了報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第5回 令和5年8月4日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 2件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 116号 定期報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第6回 令和5年9月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 6件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 134号 定期報告について</li> </ul> </li> </ul>
--------------	--

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第7回 令和5年10月13日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 4件  後見監督事務審議  ・ 監督136号 初回報告について</li>   <li>○ 第8回 令和5年11月10日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 3件  後見監督事務審議  ・ 監督133号 定期報告について</li>   <li>○ 第9回 令和5年12月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 9件  後見監督事務審議  ・ 監督122号 定期報告について  ・ 監督127号 定期報告について</li>   <li>○ 第10回 令和6年1月12日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 5件  後見監督事務審議  ・ 監督112号 定期報告について  ・ 監督128号 定期報告について</li>   <li>○ 第11回 令和6年2月9日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 2件  その他  ・ 事例諮問第32号について</li>   <li>○ 第12回 令和6年3月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 5件  法人後見事務審議  ・ 法人後見2号 定期報告について  後見監督事務審議  ・ 監督109号 定期報告について  ・ 監督125号 定期報告について  その他  ・ 令和6年度 運営委員会開催日程（予定）について</li> </ul>
--------------	---

## 2 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

### 【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

#### (1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会①「そのウワサ、本当ですか ～“終活”にまつわる正しい知識を身につけるために～」</p> <p>日 時 令和5年9月29日（金）午後2時～4時</p> <p>会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室</p> <p>内 容 将来の不安等に備えるため、成年後見制度を中心に関連する法律知識を学ぶ。</p> <p>講 師 採澤 友香 弁護士 (杉並区成年後見センター 専門職非常勤)</p> <p>参加者 28名 (定員40名)</p> <p>○ 講演会②「成年後見制度の利用について ～いつ使う？どう使う？～」</p> <p>※永福和泉地域区民センター協議会共催</p> <p>日 時 令和6年1月16日（火）午前10～11時</p> <p>会 場 永福和泉地域区民センター第1・2・3集会室</p> <p>内 容 成年後見制度の概要や申立て手続きについての説明、及び、その必要性や利用のタイミングなどについて、具体例を交えて伝える。</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター職員</p> <p>参加者 72名 (定員80名)</p> <p>○ 講演会③「成年後見制度の利用について ～本人の意思の尊重をめざして～」</p> <p>日 時 令和6年3月5日（火）午後2時～4時</p> <p>会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室</p> <p>内 容 成年後見制度の概要や申立て手続きについて説明し、どのような場合に制度が有効に利用できるのか、具体例を交えて伝える。</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター職員</p> <p>参加者 14名 (定員30名)</p>

## (2) 区民後見人等養成・支援事業

「成年後見制度利用促進法」において、地域共生社会の実現のための人材育成の一つとして、成年後見制度の担い手になりうる区民後見人の育成と受任後の支援が求められている。

令和5年4月に登録更新をした28名の区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。また、後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

事業項目	実施内容												
区民後見人等養成研修	※次回は令和6年度に実施予定												
区民後見人等の育成・支援	<p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回 フォローアップ研修 日 時 令和5年4月15日(土) 午後2時～4時 内 容 「個人情報保護法について」 講 師 丸山 智史 弁護士 (杉並区成年後見センター 専門職非常勤) 出席者 23名</li> <li>・第2回 フォローアップ研修 日 時 令和5年9月16日(土) 午後2時～4時 内 容 「被後見人等に相続が発生した場合について」 講 師 大野 友希 弁護士 (杉並区成年後見センター 専門職非常勤) 出席者 27名</li> </ul> <p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <p>区民後見人登録者 28名(令和6年3月31日現在) (登録者28名の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名</li> <li>・区民後見人養成研修修了者 27名 (平成21年度修了者2名、平成24年度修了者2名、平成27年度修了者3名、平成30年度修了者12名、令和3年度修了者8名)</li> </ul> <p>・区民後見人等候補者紹介の状況(単位:件)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度</th> <th colspan="2">令和4年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度		令和4年度		推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数	3	3	2	2
令和5年度		令和4年度											
推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数										
3	3	2	2										

区民後見人等の 育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民後見人受任状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>当初受任件数 : 13 件 (前年度から継続の件数)</li> <li>新規受任件数 : 3 件</li> <li>合計受任件数 : 16 件</li> <li>終了件数 : 2 件 (本人死亡による)</li> <li>令和6年3月31日現在の受任件数 : 14 件</li> </ul> </li> <li>・区民後見人登録者のうち未受任者数 : 14 名</li> <li>・その他の活動状況 (令和5年度中) <ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見支援員 2 名</li> <li>事務支援員 2 名</li> <li>事業支援員 4 名</li> <li>地域福祉権利擁護事業生活支援員 8 名</li> </ul> </li> </ul>
------------------	--

### (3) 周知活動

ホームページやパンフレットを通じて、成年後見制度や当センターの周知及び広報を行った。ホームページはわかりやすさとイメージのアップのためのトップページの見直しを行うと共に、タイムリーに情報の更新を行えるよう改善を図った。

区庁舎ロビーにおいて、成年後見制度のパネル展示と制度概要の個別説明等によって周知活動を実施した。また、障害者週間事業に参加し、ロビー展示とパンフレットの配置を行った。

地域団体等が主催する説明会や研修会への講師の派遣依頼については、積極的に対応して制度説明を行った。

事業項目	実施内容
パンフレットの 配布	<p>○ パンフレット等の作成と関係機関への配布</p> <p>地域包括支援センター(ケア24)や障害者地域相談支援センター(すまいる)等の区内関係機関へパンフレット等の配布・配置を行い、成年後見制度と当センターのより一層の周知及び広報を行った。配布にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者ご本人向けに読みやすくした説明用リーフレット及び点訳版パンフレットの配布を行った。</p> <p style="text-align: center;">配布か所(区内) 97 か所      配布総数 2,034 部</p>
周知活動	<p>○ パネル展示やパンフレットの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和5年6月19日(月)、20日(火)の2日間</li> <li>・障害者週間事業におけるロビー展示・パンフレット配置 令和5年11月27日(月)～12月1日(金)</li> </ul>

<p>説明会・研修会等への対応</p>	<p>○ 関係機関等からの要請に応じ、区民や関係機関職員を対象にした成年後見制度についての研修会に職員を派遣し、説明を行った。 (一般区民対象2回、関係機関対象5回)</p> <table border="1" data-bbox="518 443 1369 1803"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月 日</th> <th>内 容 等</th> <th>主 催・対 象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>R5. 4. 25</td> <td>成年後見制度説明会</td> <td>方南和泉地区民生児童委員協議会</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>R5. 6. 2</td> <td>新任職員向け権利擁護研修会</td> <td>杉並区主催 ケア24・居宅介護支援事業所の新任職員</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>R5. 6. 22</td> <td>権利擁護に関する相談について</td> <td>杉並区主催 ケア24センター長</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>R5. 7. 1</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と出張相談会</td> <td>東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>R5. 8. 30</td> <td>成年後見制度～制度のしくみと手続きについて～</td> <td>井荻地区民生児童委員協議会</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>R5. 10. 31</td> <td>すぎなみ老年学講座 成年後見制度～いつ使う？どう使う～</td> <td>ゆうゆう高円寺東館・杉並介護者応援団共催 一般区民</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>R6. 1. 19</td> <td>相談支援専門員スキルアップ研修(親なき後に備えて)～後見センターへの相談のタイミングと流れ等</td> <td>基幹相談支援センター主催 相談支援専門員</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数	1	R5. 4. 25	成年後見制度説明会	方南和泉地区民生児童委員協議会	29	2	R5. 6. 2	新任職員向け権利擁護研修会	杉並区主催 ケア24・居宅介護支援事業所の新任職員	25	3	R5. 6. 22	権利擁護に関する相談について	杉並区主催 ケア24センター長	33	4	R5. 7. 1	税理士による成年後見制度講演会と出張相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民	53	5	R5. 8. 30	成年後見制度～制度のしくみと手続きについて～	井荻地区民生児童委員協議会	13	6	R5. 10. 31	すぎなみ老年学講座 成年後見制度～いつ使う？どう使う～	ゆうゆう高円寺東館・杉並介護者応援団共催 一般区民	25	7	R6. 1. 19	相談支援専門員スキルアップ研修(親なき後に備えて)～後見センターへの相談のタイミングと流れ等	基幹相談支援センター主催 相談支援専門員	12
回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数																																					
1	R5. 4. 25	成年後見制度説明会	方南和泉地区民生児童委員協議会	29																																					
2	R5. 6. 2	新任職員向け権利擁護研修会	杉並区主催 ケア24・居宅介護支援事業所の新任職員	25																																					
3	R5. 6. 22	権利擁護に関する相談について	杉並区主催 ケア24センター長	33																																					
4	R5. 7. 1	税理士による成年後見制度講演会と出張相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部共催 一般区民	53																																					
5	R5. 8. 30	成年後見制度～制度のしくみと手続きについて～	井荻地区民生児童委員協議会	13																																					
6	R5. 10. 31	すぎなみ老年学講座 成年後見制度～いつ使う？どう使う～	ゆうゆう高円寺東館・杉並介護者応援団共催 一般区民	25																																					
7	R6. 1. 19	相談支援専門員スキルアップ研修(親なき後に備えて)～後見センターへの相談のタイミングと流れ等	基幹相談支援センター主催 相談支援専門員	12																																					

## 【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

### (4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある区民とその家族から寄せられた権利擁護や成年後見制度に関する相談に、電話・来所・訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、成年後見の申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって必要であるかどうかを判断した上で、本人との面談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介などの継続的な申立て手続き支援を実施した。また、後見人等就任後の支援として、既に成年後見人等を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応や必要な支援、成年被後見人やその家族からの相談に対応した。

さらに、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民からの相談体制を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

事業項目	実施内容																																																												
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して750件の増加で、新規相談の実数は112件の増であった。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが大きく変化したことも増加の一因と考えられる。</p> <p>対象者別の相談件数比率は、認知症が53%、精神障害13%、知的障害6%、脳機能障害10%、高齢者13%、身体障害1%となっている。</p> <p>主な相談者の相談件数比率は、本人、親族からの相談が24%（内訳は本人8%、親・子・配偶者9%、その他の親族7%）、関係機関からの相談は55%、後見受任者13%となっている。</p> <p>【月別相談件数】（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>315</td> <td>332</td> <td>390</td> <td>351</td> <td>381</td> <td>392</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>385</td> <td>368</td> <td>353</td> <td>344</td> <td>352</td> <td>380</td> <td>4,343</td> </tr> </tbody> </table> <p>【月別新規相談者数】（単位：人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数</td> <td>40</td> <td>48</td> <td>61</td> <td>41</td> <td>47</td> <td>48</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>69</td> <td>47</td> <td>54</td> <td>53</td> <td>44</td> <td>53</td> <td>605</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	315	332	390	351	381	392	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	385	368	353	344	352	380	4,343	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談者数	40	48	61	41	47	48	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談者数	69	47	54	53	44	53	605
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																							
相談件数	315	332	390	351	381	392																																																							
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																						
相談件数	385	368	353	344	352	380	4,343																																																						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																							
相談者数	40	48	61	41	47	48																																																							
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																						
相談者数	69	47	54	53	44	53	605																																																						



相談事業  
の実施

[相談方法別相談件数]  
(単位:件)

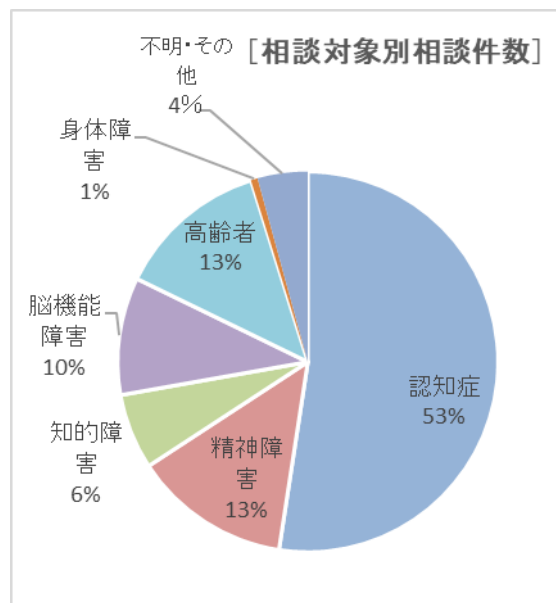
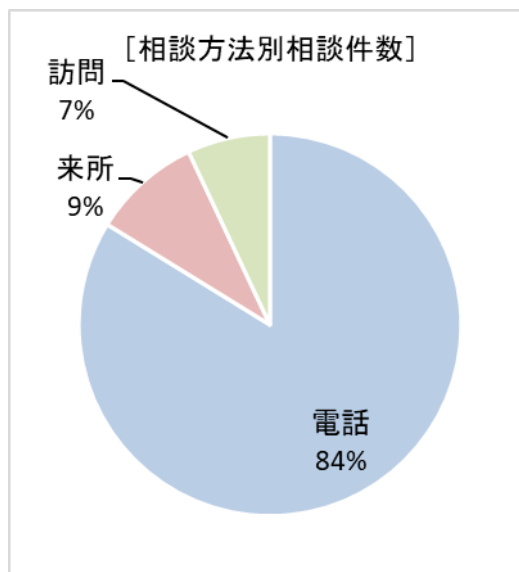
	5年度	4年度
電話	3,639	2,831
来所	400	435
訪問	304	327
計	4,343	3,593

[相談方法別新規相談者数]  
(単位:人)

	5年度	4年度
電話	526	411
来所	78	81
訪問	1	1
計	605	493

[相談対象別相談件数]

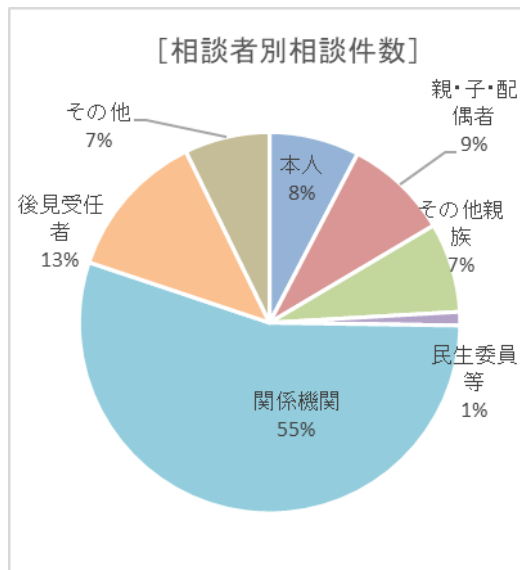
	相談件数 (件)	実人数 (人)
認知症	2,277	295
精神障害	580	62
知的障害	279	51
脳機能障害	434	63
高齢者	563	162
身体障害	25	11
不明・その他	185	49
計	4,343	693



相談事業  
の実施

[相談者別相談件数] (単位：件)

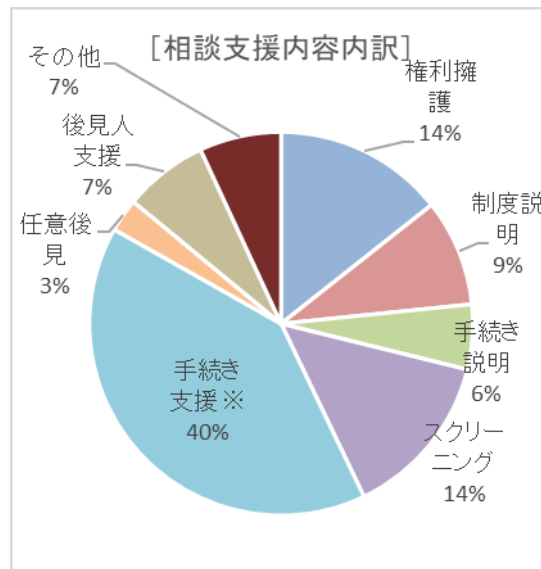
	5年度	4年度
本人	411	395
親・子・ 配偶者	475	411
その他親族	409	358
民生委員等	62	34
関係機関	2,952	2,529
後見受任者	679	613
その他	389	289
計	5,377	4,629



※複数人で相談があった場合  
(例：家族とケアマネが来所)は、  
それぞれにカウントしている。

[相談支援内容内訳] (単位：件)

	5年度	4年度
権利擁護	788	522
法定 後見 制度説明	495	338
手続き説明	300	227
スクリーニング	771	749
手続き支援 ※1	2,211	1,713
任意後見	154	111
後見人支援	390	386
その他	379	340
計 ※2	5,488	4,386



※1 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

※2 複数の内容の相談があった場合は、それぞれにカウントしている。

<p>相談事業の実施</p>	<p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。          実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く）          ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p> <p>[月別専門相談件数] （単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="437 526 1458 707"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>14</td> <td>149</td> </tr> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	11	13	14	13	11	10		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	13	12	13	12	13	14	149
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	11	13	14	13	11	10																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	13	12	13	12	13	14	149																										
<p>申立て手続き支援の実施</p>	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="437 925 1426 1196"> <thead> <tr> <th>支援の内容</th> <th>5年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>1,971</td> <td>1,594</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>109</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>15</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>116</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,211</td> <td>1,713</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p> <table border="1" data-bbox="437 1240 1426 1330"> <thead> <tr> <th></th> <th>5年度</th> <th>4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>131人</td> <td>134人</td> </tr> </tbody> </table>	支援の内容	5年度	4年度	継続相談（複数回の相談対応）	1,971	1,594	書類作成支援	109	59	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	15	17	その他	116	43	合計	2,211	1,713		5年度	4年度	支援対象者人数	131人	134人								
支援の内容	5年度	4年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	1,971	1,594																															
書類作成支援	109	59																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	15	17																															
その他	116	43																															
合計	2,211	1,713																															
	5年度	4年度																															
支援対象者人数	131人	134人																															

申立て手  
続き支援  
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。（区民後見人を除く）

(単位：件)

項目	内訳	5年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	2	2	0	3	4	0
	司法書士	27	13	14	23	15	11
	社会福祉士	19	3	3	17	3	2
	税理士	0	0	0	0	0	0
	精神保健福祉士		1			1	
	計	48	19	17	43	23	13
	合計	84			79		
鑑定医紹介	紹介件数			0			

(単位：件)

項目	内訳	4年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	0	3	0	2	0	0
	司法書士	19	17	11	17	12	11
	社会福祉士	19	8	1	20	9	1
	税理士	1	0	0	1	0	0
	計	39	28	12	40	21	12
	合計	79			73		
鑑定医紹介	紹介件数			0			

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、

- ①当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数
- ②専門委員への諮問に基づく推薦件数
- ③事務局及び関係行政機関との協議に基づく推薦件数

に分けて専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当該年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。

職員研修の実施	<p>区民等からの相談に対し、相談業務・申立て手続き支援業務においてよりの確かな対応ができるよう、また、公益社団法人としての運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。</p> <p>○内部研修</p> <table border="1" data-bbox="437 483 1449 965"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律・財産管理等研修</td> <td>           法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。            ①成年後見制度に関連する法律相談の窓口について            日付：令和5年6月26日（月）            講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士）             ②③成年後見制度関連法律研修            日付：令和5年7月24日（月）・令和6年2月26日（月）            講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士）         </td> </tr> </tbody> </table> <p>○外部研修</p> <table border="1" data-bbox="437 1055 1461 1899"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>主催</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1・2回利用者支援区市町村連絡会</td> <td>東京都福祉保健局</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>東京都研修～区市町村長申立て研修</td> <td>東京都保健福祉局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>公益法人協会定例講習会～パワハラ対策の新常識</td> <td>全国公益法人協会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>高齢者虐待防止連絡会議</td> <td>杉並区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度推進機関 第3回テーマ別研修～協議会における地域連携ネットワーク作りについて</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度体制整備基礎研修～中核機関に求められる役割の理解等</td> <td>厚生労働省</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>インボイス制度説明会</td> <td>日本電子機器</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>財団・社団の寄付入門～受け取り方で異なる会計処理</td> <td>全国公益法人協会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東社協研修～区民後見人フォローアップ研修</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>職員 1 区民後見人 11</td> </tr> <tr> <td>東社協研修～法人後見基礎研修</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>東社協研修～法人後見応用研修</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修内容等	法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 ①成年後見制度に関連する法律相談の窓口について 日付：令和5年6月26日（月） 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士）  ②③成年後見制度関連法律研修 日付：令和5年7月24日（月）・令和6年2月26日（月） 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士）	研修内容	主催	参加人数	第1・2回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	2	東京都研修～区市町村長申立て研修	東京都保健福祉局	1	公益法人協会定例講習会～パワハラ対策の新常識	全国公益法人協会	1	高齢者虐待防止連絡会議	杉並区	1	成年後見制度推進機関 第3回テーマ別研修～協議会における地域連携ネットワーク作りについて	東京都社会福祉協議会	2	成年後見制度体制整備基礎研修～中核機関に求められる役割の理解等	厚生労働省	2	インボイス制度説明会	日本電子機器	2	財団・社団の寄付入門～受け取り方で異なる会計処理	全国公益法人協会	1	東社協研修～区民後見人フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	職員 1 区民後見人 11	東社協研修～法人後見基礎研修	東京都社会福祉協議会	1	東社協研修～法人後見応用研修	東京都社会福祉協議会	2
区分	研修内容等																																								
法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 ①成年後見制度に関連する法律相談の窓口について 日付：令和5年6月26日（月） 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士）  ②③成年後見制度関連法律研修 日付：令和5年7月24日（月）・令和6年2月26日（月） 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士）																																								
研修内容	主催	参加人数																																							
第1・2回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	2																																							
東京都研修～区市町村長申立て研修	東京都保健福祉局	1																																							
公益法人協会定例講習会～パワハラ対策の新常識	全国公益法人協会	1																																							
高齢者虐待防止連絡会議	杉並区	1																																							
成年後見制度推進機関 第3回テーマ別研修～協議会における地域連携ネットワーク作りについて	東京都社会福祉協議会	2																																							
成年後見制度体制整備基礎研修～中核機関に求められる役割の理解等	厚生労働省	2																																							
インボイス制度説明会	日本電子機器	2																																							
財団・社団の寄付入門～受け取り方で異なる会計処理	全国公益法人協会	1																																							
東社協研修～区民後見人フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	職員 1 区民後見人 11																																							
東社協研修～法人後見基礎研修	東京都社会福祉協議会	1																																							
東社協研修～法人後見応用研修	東京都社会福祉協議会	2																																							

#### (5) 申立て費用助成、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	5年度	4年度
	申立て費用助成	0	0
後見報酬助成	11	9	

#### 【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

#### (6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する親族後見人の知識向上と、親族後見人の悩みや情報の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人 勉強会	<p>親族後見人を対象とした勉強会を開催するとともに、親族後見人からの個々の相談については、個別に対応を行った。</p> <p>日 時 令和6年1月23日(火) 午後2時～4時</p> <p>内 容 ○「東京家庭裁判所の最新の動きを含めた後見事務について」 ○親族後見人の悩みや疑問の共有</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター専門職非常勤(弁護士)</p> <p>参加者数 8名 (全登録者 22名)</p>

## (7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、高齢者の相談機関である地域包括支援センター(ケア 24)が行う地域ケア会議に、当センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携強化を図った。また、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題共有を図り、両制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めた。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関とのケースカンファレンス (地域包括支援センター(ケア 24)が主催する地域ケア会議等を含む) 参加回数 42回</li> <li>○ 杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との定期業務連絡会 開催回数 12回(原則毎月開催)</li> <li>○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援区市町村連絡会 2回</li> <li>・東京都成年後見地域連携ネットワーク会議 1回</li> <li>・東京都成年後見制度推進機関連絡会 1回</li> </ul> </li> <li>○ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会 1回 (東京家庭裁判所主催)</li> <li>○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 日 時 令和6年1月31日(水) 午後3時～5時 出席者 参加20団体中 18名 関係行政機関 6名 内 容 ①「成年後見制度を正しく理解してもらうための効果的な周知・普及について」 ②事例検討(選任後支援の困難事例) 2件  一般区民に成年後見制度を正しく理解してもらうための効果的な周知・普及活動について協議した。また、選任後支援の対応困難ケースについての意見交換を行った。</li> </ul>

## 【法人後見事務】

### (8) 法人後見事務

令和5年度の新たな受任案件はなかったため、令和5年度の受任件数は令和4年度から継続の2件となる。

事業項目	実施内容												
法人後見事務	<p>○ 法人後見事務</p> <p>令和5年度の受任件数 2件</p> <table border="1"><thead><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>H19.12.26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援</td></tr><tr><td>H29.4.5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達したため、介護保険サービスの併用について関係者と丁寧な検討を行った。</td></tr></tbody></table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援	H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達したため、介護保険サービスの併用について関係者と丁寧な検討を行った。
審判日	種別	類型	主な後見事務										
H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援										
H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達したため、介護保険サービスの併用について関係者と丁寧な検討を行った。										

## 【委任契約による代理事務】

### (9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見の受任に関する検討と併せて継続的に検討を行った。

## 【後見監督事務】

### (10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施している。令和4年度から継続している13件に加え、当該年度は新たに3件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和5年度の受任件数は16件となった。なお、成年被後見人等の死亡により2件が終了したため、令和6年3月末現在の後見監督人受任件数は14件となった。



事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和5年度の受任件数 16件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H27.12.18	高齢者 (認知症)	後見		①身上保護面を中心に、賃貸住宅の解約や相続手続き等についての区民後見人等への支援  ②定期報告及び終了事務の支援
	H28.10.18	高齢者 (認知症)	保佐	令和6年3月死亡により終了。終了事務を行っている。	
	H30.5.9	高齢者 (認知症)	補助		
	H30.8.17	高齢者 (認知症)	後見	令和5年6月死亡により終了。終了事務を行った。	
	R1.9.3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1.12.16	障害者 (知的)	後見		
	R1.12.26	高齢者 (認知症)	後見		
	R2.8.18	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2.10.12	高齢者 (認知症)	後見		
	R3.1.19	高齢者 (認知症)	補助		
	R3.2.9	高齢者 (認知症)	後見		
	R3.8.11	高齢者 (認知症)	後見		
	R4.6.9	高齢者 (認知症)	後見		
	R5.9.1	高齢者 (認知症)	後見		
R6.2.2	高齢者 (認知症)	後見			
R6.3.11	高齢者 (認知症)	後見			

## 【区長申立て事務支援】

### (11) 区長申立て事務支援

区民等が成年後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との連携・調整を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て事務支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>5年度</th><th>4年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>50</td><td>47</td></tr></tbody></table>		5年度	4年度	区長申立て事務支援	50	47
	5年度	4年度					
区長申立て事務支援	50	47					

## 3 法人管理業務

### 公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など、法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

### 事業報告の附属明細書

令和5年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年省令第28号)」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。



令和5年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	障害種別				申立時の居所				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		認知 症	知的 障害	精神 障害	他	施設	自宅	病院	他			
第1回 (4月)	1		○				○		○	80	○				○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	2			○			○		○	79	○						○			社会福祉士	病院
	3			○			○		○	85	○					○				司法書士	地域包括支援センター
	4			○			○	○		67	○						○			社会福祉士	病院
第2回 (5月)	5			○			○		○	75	○				○					司法書士	地域包括支援センター
	6			○			○		○	81	○						○			社会福祉士	区高齢者在宅支援課
	7			○			○		○	90	○				○					社会福祉士	社協あんしんサポート
	8			○			○	○		75	○					○				司法書士	区在宅医療・生活支援センター
第3回 (6月)	9		○				○	○		86	○				○					司法書士	区高齢者在宅支援課
	10			○			○	○		46				○			○			社会福祉士	病院
	11			○			○		○	62		○			○					司法書士	区障害者施策課
第4回 (7月)	12			○			○	○		90	○				○					区民後見人	区高齢者在宅支援課
第5回 (8月)	13			○			○		○	85	○				○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	14			○			○		○	87	○					○				司法書士 社会福祉士	地域包括支援センター
第6回 (9月)	15		○				○		○	64			○				○		○	弁護士	区保健センター
	16			○			○		○	81	○						○			司法書士	社協あんしんサポート
	17			○			○	○		95	○						○			社会福祉士	地域包括支援センター
	18			○			○		○	89				○			○			社会福祉士	病院
	19			○			○	○		80	○				○				○	社会福祉士	区福祉事務所
	20			○			○		○	77	○					○				司法書士	事務委任先の司法書士
計		0	3	17	0	0	20	7	13	-	16	1	1	2	7	5	8	0	2	弁護士 司法書士 社会福祉士 税理士 区民後見人	1 10 9 0 1

令和5年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者

資料 1

諮問		類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他			
第7回 (10月)	21			○			○	○		85	○							○	○	区民後見人	区福祉事務所
	22			○			○		○	75	○				○				○	家裁一任	区福祉事務所
	23			○			○	○		75	○				○					社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
	24			○			○		○	89		○			○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
第8回 (11月)	25		○				○		○	88			○							社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
	26			○			○	○		67			○							社会福祉士	病院
	27			○			○		○	88			○		○					社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
第9回 (12月)	28		○				○		○	86	○				○				○	社会福祉士	地域包括支援センター
	29			○			○	○		86	○				○					社会福祉士	ケアマネジャー
	30			○			○	○		73			○						○	司法書士	区福祉事務所
	31			○			○		○	102	○				○				○	区民後見人	ケアマネジャー
	32			○			○		○	96	○				○					弁護士	区在宅医療・生活支援センター
	33			○			○	○		79			○		○					司法書士	社協あんしんサポート
	34			○			○	○		88			○							司法書士	病院
	35			○			○		○	84			○		○					司法書士	地域包括支援センター
	36	○					○	○		73	○				○					○	司法書士
第10回 (1月)	37			○			○	○		92			○		○					司法書士	妻のケアマネジャー
	38			○			○		○	82	○				○					司法書士	ケアマネジャー
	39			○			○	○		63			○						○	社会福祉士	区福祉事務所
	40			○			○	○		54		○				○				司法書士	社協あんしんサポート
	41			○			○		○	90	○				○					社会福祉士	特別養護老人ホーム
第11回 (2月)	42			○			○	○		88			○		○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	43			○			○		○	74	○				○					司法書士	社協あんしんサポート
第12回 (3月)	44			○			○		○	88			○		○					区民後見人	社協あんしんサポート
	45			○			○		○	88			○		○					司法書士	親族
	46			○			○		○	91	○				○					社会福祉士	社協あんしんサポート
	47			○			○	○		69	○				○				○	社会福祉士	区福祉事務所
	48			○			○		○	80		○			○				○	司法書士	区福祉事務所
計		1	2	25	0	0	28	13	15	-	13	3	12	0	21	1	0	6	9	弁護士 1 司法書士 13 社会福祉士 10 税理士 0 区民後見人 3 家裁一任 1	
年間計		1	5	42	0	0	48	20	28	-	29	4	13	2	28	6	8	6	11	弁護士 2 司法書士 23 社会福祉士 19 税理士 0 区民後見人 4 家裁一任 1	



計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 18 期

(令和5年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階





## 貸借対照表

令和6年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
現金預金	6,801,554	8,622,819	△ 1,821,265
未 収 金	0	141,845	△ 141,845
立 替 金	9,066	7,578	1,488
<b>流動資産合計</b>	6,810,620	8,772,242	△ 1,961,622
<b>資産合計</b>	6,810,620	8,772,242	△ 1,961,622
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
未払金	1,271,436	3,746,781	△ 2,475,345
未払費用	1,683,704	1,695,522	△ 11,818
預り金	477,371	329,939	147,432
賞与引当金	378,109	0	378,109
<b>流動負債合計</b>	3,810,620	5,772,242	△ 1,961,622
<b>負債合計</b>	3,810,620	5,772,242	△ 1,961,622
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 基金</b>	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>2. 一般正味財産</b>	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>正味財産合計</b>	3,000,000	3,000,000	0
<b>負債及び正味財産合計</b>	6,810,620	8,772,242	△ 1,961,622

正味財産増減計算書  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
<b>(1) 経常収益</b>			
利用料収入	2,101,000	2,404,391	△ 303,391
受取利息	247	254	△ 7
負担金収入	38,011,033	35,507,767	2,503,266
受取寄附金	0	0	0
<b>経常収益計</b>	<b>40,112,280</b>	<b>37,912,412</b>	<b>2,199,868</b>
<b>(2) 経常費用</b>			
<b>①事業費</b>	<b>32,445,520</b>	<b>30,601,701</b>	<b>1,843,819</b>
給料手当	17,916,999	17,841,378	75,621
法定福利費	3,782,405	3,855,636	△ 73,231
福利厚生費	64,746	106,780	△ 42,034
その他の報酬	3,834,815	3,716,437	118,378
消耗品費	148,556	232,152	△ 83,596
事務用品費	98,050	65,079	32,971
賃借料	1,509,992	838,656	671,336
保険料	140,420	0	140,420
修繕費	70,084	125,063	△ 54,979
旅費交通費	89,686	59,714	29,972
賞与引当金繰入額	340,298	0	340,298
通信費	567,804	445,898	121,906
支払手数料	168,728	154,387	14,341
広告宣伝費	371,250	220,000	151,250
業務委託費	341,000	363,000	△ 22,000
研修費	0	0	0
分担金	374,047	441,321	△ 67,274
助成費用	2,626,640	2,136,200	490,440
雑費	0	0	0
<b>②管理費</b>	<b>7,666,760</b>	<b>7,310,711</b>	<b>356,049</b>
役員報酬	984,000	907,000	77,000
給料手当	3,121,048	3,117,133	3,915
法定福利費	1,881,362	1,870,051	11,311
福利厚生費	31,907	28,871	3,036
その他の報酬	422,272	419,734	2,538
消耗品費	63,669	99,492	△ 35,823
事務用品費	44,525	27,890	16,635
賞与引当金繰入額	37,811	0	37,811
通信費	137,101	132,272	4,829
賃借料	368,808	117,864	250,944
修繕費	118,036	141,599	△ 23,563
業務委託費	82,500	49,500	33,000
研修費	49,500	0	49,500
支払手数料	163,915	210,167	△ 46,252
分担金	160,306	189,138	△ 28,832
<b>経常費用計</b>	<b>40,112,280</b>	<b>37,912,412</b>	<b>2,199,868</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
<b>(1) 経常外収益</b>			
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(2) 経常外費用</b>			
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>III 基金増減の部</b>			
<b>当期基金増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>基金期首残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>
<b>基金期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>
<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>

正味財産増減計算書内訳表  
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
利用料等収入	2,101,000	0	0	2,101,000
受取利息	247	0	0	247
負担金収入	30,344,273	7,666,760	0	38,011,033
<b>経常収益計</b>	<b>32,445,520</b>	<b>7,666,760</b>	<b>0</b>	<b>40,112,280</b>
<b>(2) 経常費用</b>				
<b>①事業費</b>	<b>32,445,520</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>32,445,520</b>
給料手当	17,916,999	0	0	17,916,999
法定福利費	3,782,405	0	0	3,782,405
福利厚生費	64,746	0	0	64,746
その他の報酬	3,834,815	0	0	3,834,815
消耗品費	148,556	0	0	148,556
事務用品費	98,050	0	0	98,050
賃借料	1,509,992	0	0	1,509,992
保険料	140,420	0	0	140,420
修繕費	70,084	0	0	70,084
旅費交通費	89,686	0	0	89,686
賞与引当金繰入額	340,298	0	0	340,298
通信費	567,804	0	0	567,804
支払手数料	168,728	0	0	168,728
広告宣伝費	371,250	0	0	371,250
業務委託費	341,000	0	0	341,000
研修費	0	0	0	0
分担金	374,047	0	0	374,047
助成費用	2,626,640	0	0	2,626,640
雑費	0	0	0	0
<b>②管理費</b>	<b>0</b>	<b>7,666,760</b>	<b>0</b>	<b>7,666,760</b>
役員報酬	0	984,000	0	984,000
給料手当	0	3,121,048	0	3,121,048
法定福利費	0	1,881,362	0	1,881,362
福利厚生費	0	31,907	0	31,907
その他の報酬	0	422,272	0	422,272
消耗品費	0	63,669	0	63,669
事務用品費	0	44,525	0	44,525
賞与引当金繰入額	0	37,811	0	37,811
通信費	0	137,101	0	137,101
賃借料	0	368,808	0	368,808
修繕費	0	118,036	0	118,036
業務委託費	0	82,500	0	82,500
研修費	0	49,500	0	49,500
支払手数料	0	163,915	0	163,915
分担金	0	160,306	0	160,306
<b>経常費用計</b>	<b>32,445,520</b>	<b>7,666,760</b>	<b>0</b>	<b>40,112,280</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>				
<b>(1) 経常外収益</b>				
<b>経常外収益計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>(2) 経常外費用</b>				
<b>経常外費用計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
<b>II 指定正味財産増減の部</b>				
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
<b>III 基金増減の部</b>				
<b>当期基金増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,000,000</b>
<b>IV 正味財産期末残高</b>	<b>3,000,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,000,000</b>

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

### 2. 重要な会計方針

#### (1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度に帰属する金額を計上している。

### 3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	27,593,936	27,593,936	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	10,417,097	10,417,097	0	

### 4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

### 5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位:円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
						役員 の兼務等	事業上 の関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	27,593,936	未払金	732,172

※期末残高の( )は貸方残高を表している。

### 6. 重要な後発事象

該当なし。

## 附属明細書

### 1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

### 2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	0	378,109	0	—	378,109

# 財 産 目 録

令和6年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	2,340,779
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	784,871
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	675,904
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	立替金	相続財産管理人申立手続 費用立替金	相続財産管理人申立手続 費用立替金	9,066
流動資産合計				6,810,620
資産合計				6,810,620
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算に伴う還付未払額	732,172
	未払金	杉並区社会福祉協議会に対する未払額	杉並区社会福祉協議会よりの負担金精算に伴う還付未払額	539,264
	未払費用	事業者及び職員他に対する未払額	事業費及び管理費の事業年度末経費未払額	1,683,704
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び職員の社会保険料預り額	477,371
	賞与引当金	職員に対する翌期に支給見込みの当期帰属賞与額	6月予定賞与の引当金	378,109
流動負債合計				3,810,620
負債合計				3,810,620
正味財産				3,000,000

# 監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター  
理事長 田山 輝明 様

令和6年4月25日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 森脇 雅子



監事 松本 健樹



私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### （1）事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### （2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。





令和6年度

事業計画書  
収支予算書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



令和6年度

# 事業計画書

自 令和6年4月 1日

至 令和7年3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター



# 令和6年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

## 1 基本的な考え方

厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が目標として掲げる「地域共生社会の実現」に向けた権利擁護支援の推進を図ることを目的として、次の基本方針のもと、成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

### 【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の確保・養成と活用を推進するほか、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化するとともに、区民に対する成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

なお、周知・普及活動については、制度をわかりやすく理解することができるよう、関係機関と協力して、様々な周知・普及の方法を工夫して進めていく。

また、地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域での生活の継続を希望する本人に相応しい、同じ地域の身近な立場で成年後見活動を行う区民後見人を育成・支援する。令和6年度は養成研修を実施する年度となっている。

なお、区民が成年後見制度を正しく理解し、本人が制度の利用によるメリットを感じられるよう、杉並区及び杉並区社会福祉協議会と強固に連携し、成年後見制度の中核機関としての機能のさらなる充実や体制強化について検討していく。

## 2 具体的事業計画

### 【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

#### ◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

##### (1) 一般区民向け講演会

権利擁護支援としての成年後見制度の周知と活用を推進するため、法人主催または他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

○法人主催の講演会 年2回

○他団体との協働実施による講演会 年1回

##### (2) 区民後見人等養成・支援事業

地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域での生活の継続を希望する本人に相応しい、同じ地域の身近な立場で成年後見活動を行う区民後見人を養成する。区民後見人等養成研修は3年毎に実施しており、令和6年度は第6期生の養成年度となる。

実施方法は、すぎなみ地域大学と協働して基礎研修を実施し、基礎研修修了者を対象に実務研修を実施する。これまで土曜日を中心に開催してきたが、就労中の受講者が多く平日の実践活動への参加が進まない実態を考慮し、第6期は平日を中心に講座を行うこととする。

○事前説明会1回、 基礎研修全5回（約25時間）、  
実務研修全3回（約12時間）、 登録選考1回

また、区民後見人等候補者名簿登録者に対しては、後見人等候補者としての紹介から、後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。名簿登録者の質の維持向上のためのフォローアップ研修を実施するとともに、後見人受任までの待機期間中に事業支援員や法人後見支援員として実務的な経験を培う事業を行う。

○区民後見人フォローアップ研修 年2回

##### (3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページなどの広報媒体を通じて、わかりやすく成年後見制度の仕組みや制度の利用促進の周知と法人事業の広報を行うと

ともに、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加および協働実施を通じて、様々な周知活動を行う。

杉並区役所庁舎でのパネル展示を始めとした周知活動や、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて、出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、事業支援員の活用を図る。

○パネル展示・催事での出展等 年2回（6月、12月）

また、杉並区と協力し、区広報、区ホームページ及び区 SNS での定期的な周知活動などのほか、「すぎなみくらしのガイド」、「高齢者のしおり」、「障害福祉のしおり」等の区が発行するパンフレットに記事を掲載し、制度を周知する。

## ◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

### (4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害者等とその家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に対応するほか、必要に応じて訪問での相談対応を実施する。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日の相談が難しい方や複雑な課題を抱えている方に相談の機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施する。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な方に対しては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認や、第三者後見人等候補者の紹介など、継続的な手続き支援を行う。

また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対しても、適宜対応する。

さらに、制度利用開始前及び開始後における制度利用者やその家族のほか、後見人等や関係機関からの相談に的確に対応するため、専門職による相談事業の充実を図る。

○専門相談 月8回 (火・木 午後)

### (5) 申立て費用、後見報酬助成事業

成年後見制度の利用が困難な方に対し、以下の助成事業を行う。

#### (申立て費用助成事業)

申立人の収入や預貯金等の資産が少ないため、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費用を助成する事業

#### (後見報酬助成事業)

被後見人等の収入や預貯金等の資産が少ないため、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する事業



## ◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

### (6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会の開催にあたっては、親族後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

○親族後見人勉強会 年1回 (下半期実施予定)

### (7) 関係機関との連携強化のための事業

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、本人や関係者と専門職団体や関係機関とのコーディネートを行う。また、杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻く支援チームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図るとともに、制度の周知・普及についても協議する。

また、区民の「福祉と暮らしのサポート拠点」であるウェルファーム杉並に所在する機関として、困難事例や高齢者虐待の対応等を行う杉並区在宅医療・生活支援センターや、障害者の相談支援の拠点であり、障害者虐待の対応も行う杉並区基幹相談支援センターとの連携をより一層強化し、サポート拠点としての機能を図り、同様に、杉並区社会福祉協議会（地域福祉権利擁護事業担当）とも密な連携を取り、毎月開催する業務連絡会を通して相談ケースについての課題共有に努め、両制度の適切な利用を推進していく。

以上のような地域連携ネットワークを構築することにより、後見人等の選任後においても必要なチーム支援機能が発揮できるよう、中核機関としての機能の充実を図る。

## ◆ 法人後見事務

### (8) 法人後見事務

成年後見制度の利用を必要とする区民の事案の特性から、法人後見としての対応が必要な場合には、後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、必要な受任基準や体制整備について引き続き検討していく。

## ◆ 委任契約による代理事務

### (9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

## ◆ 後見監督事務

### (10) 後見監督事務

候補者推薦事案においては、積極的に区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対する適切な指導監督を行う。

## ◆ 区長申立て事務支援

### (11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては「杉並区長の後見開始等の審判請求事務に関する協定」に基づき、杉並区長が迅速かつ適正に後見開始等の審判請求が行えるよう、関係機関と連携し必要な事務を行う。

## 【法人管理業務】

### （１） 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営を行うとともに、法定書類の作成・備置き・開示と書類の定期的提出などを通じた透明性の高い法人運営を行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要な見直しを行う。

収 支 予 算 書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

単位：円

**I 一般正味財産増減の部**

**1. 経常増減の部**

**(1) 経常収益**

利用料等収入	2,629,000	法人後見報酬・後見監督報酬・地域大学講座委託料
受取利息	200	
負担金収入	45,339,832	杉並区 34,429,000 円、杉並社協 10,910,832 円
<b>経常収益計</b>	<b><u>47,969,032</u></b>	

**(2) 経常費用**

**① 事業費**

<b>① 事業費</b>	<b>39,156,253</b>	
給料手当	21,300,329	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	4,527,307	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	110,277	
その他の報酬	5,165,220	委員、法律専門職、専門相談員、実務研修報酬他
消耗品費	250,600	
事務用品費	136,500	
賃借料	1,807,272	サーバー・PC・UTM リース料、相談管理システム
保険料	152,000	
修繕費	99,680	
旅費交通費	198,000	
通信費	536,000	電話利用料他
支払手数料	204,240	
広告宣伝費	525,000	パンフレット等作成費用
研修費	77,500	
業務委託費	528,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	469,493	
助成費用	3,028,050	成年後見制度利用助成事業他
雑費	40,785	

**② 管理費**

<b>② 管理費</b>	<b>8,812,779</b>	
役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	3,488,753	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	1,863,854	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	37,753	
その他報酬	732,000	法律専門職報酬
消耗品費	107,400	
事務用品費	58,500	
通信費	168,000	
賃借料	482,328	
修繕費	318,380	
支払手数料	152,600	
業務委託費	132,000	議事録作成（理事会）
分担金	201,211	

**経常費用計** **47,969,032**

**当期経常増減額** **0**

**当期一般正味財産増減額** **0**

## 収支予算書内訳表

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
<b>I 一般正味財産増減の部</b>				
<b>1. 経常増減の部</b>				
<b>(1) 経常収益</b>				
利用料等収入	2,629,000			2,629,000
受取利息	200			200
負担金収入	36,527,053	8,812,779		45,339,832
<b>経常収益計</b>	<b>39,156,253</b>	<b>8,812,779</b>	<b>0</b>	<b>47,969,032</b>
<b>(2) 経常費用</b>				
<b>①事業費</b>	<b>39,156,253</b>	<b>0</b>		<b>39,156,253</b>
給料手当	21,300,329	0		21,300,329
法定福利費	4,527,307	0		4,527,307
福利厚生費	110,277	0		110,277
その他の報酬	5,165,220	0		5,165,220
消耗品費	250,600	0		250,600
事務用品費	136,500	0		136,500
賃借料	1,807,272	0		1,807,272
保険料	152,000	0		152,000
修繕費	99,680	0		99,680
旅費交通費	198,000	0		198,000
通信費	536,000	0		536,000
支払手数料	204,240	0		204,240
広告宣伝費	525,000	0		525,000
研修費	77,500	0		77,500
業務委託費	528,000	0		528,000
分担金	469,493	0		469,493
助成費用	3,028,050	0		3,028,050
雑費	40,785	0		40,785
<b>②管理費</b>	<b>0</b>	<b>8,812,779</b>		<b>8,812,779</b>
役員報酬	0	1,070,000		1,070,000
給料手当	0	3,488,753		3,488,753
法定福利費	0	1,863,854		1,863,854
福利厚生費	0	37,753		37,753
その他報酬	0	732,000		732,000
消耗品費	0	107,400		107,400
事務用品費	0	58,500		58,500
通信費	0	168,000		168,000
賃借料	0	482,328		482,328
修繕費	0	318,380		318,380
支払手数料	0	152,600		152,600
業務委託費	0	132,000		132,000
分担金	0	201,211		201,211
<b>経常費用計</b>	<b>39,156,253</b>	<b>8,812,779</b>	<b>0</b>	<b>47,969,032</b>
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>